

経済産業省独立行政法人の目標策定及び評価基本方針

令和 2 年 5 月 27 日

令和 3 年 3 月 11 日改定

令和 3 年 6 月 2 日改定

令和 3 年 11 月 30 日改定

令和 6 年 2 月 27 日改定

経 済 産 業 省

1. 本基本方針の位置付け

- (1) 本基本方針は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）、独立行政法人の目標の策定に関する指針（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定。以下「策定指針」という。）及び独立行政法人の評価に関する指針（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定。（以下「評価指針」という。）に基づき、経済産業大臣が所管する独立行政法人（以下「法人」という。）の目標策定及び評価の基準等について定めるものである。
- (2) 法人の所管部局（以下「法人所管部局」という。）においては、本基本方針に基づく評価を実施するため、必要に応じて個別具体的な評価基準を策定することができる。個別法人の評価基準を策定する場合には、大臣官房業務改革課（以下「業務改革課」という。）の了解を得ることとする。
- (3) なお、本基本方針において、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」について、研究開発法人においては「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」と読み替える。また、「中期目標」について、研究開発法人については「中長期目標」、行政執行法人については「年度目標」と読み替える。さらに、「中期計画」について、研究開発法人については「中長期計画」、行政執行法人については「事業計画」に読み替える。

2. 評価体制

- (1) 政策に関する責任の一貫性及び評価の的確性を確保するため、法人所管部局が中心となって評価指針及び本基本方針に沿って評価を実施し、評価書案を作成する。評価については、通則法に基づき法人が作成する自己評価書（以下「自己評価書」という。）及び外部有識者の意見等を踏まえて行う。
- (2) 評価の客観性を担保するため、業務改革課は評価書案の点検を行う。この際、必要に応じて、業務改革課が選任する経営に関する有識者に意見等を求めることができる。

3. 有識者

- (1) 外部有識者として、中期目標管理法及び行政執行法人にあつては評価に関する有識者（以下「評価に関する有識者」という。）、国立研究開発法人にあつては通則法第 35

条の4第4項に規定する研究開発に関する審議会の委員（以下「研究開発に関する有識者」という。）及び全ての法人にあっては経営に関する有識者（以下「経営に関する有識者」という。）を選任する。選任にあたっては、利害関係者を排除するなど手続の妥当性に留意する。

（2）各外部有識者の位置づけは以下の通りとする。なお、評価に関する有識者、研究開発に関する有識者及び経営に関する有識者は、相互に兼ねることができる。

① 評価に関する有識者

特定分野において専門的な知見を有する者として、法人の事業（「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」）における項目（以下、「業務項目」という。）ごとに最低1名の有識者を選任する。また、財務、マネジメントの有識者を1名以上選任する。ただし、1名で複数の項目を兼任することもできる。

法人所管部局は、評価に関する有識者から、目標策定時（変更時を含む）及び評価時に意見等を得る。また、必要に応じて、評価比率の決定時にも意見等を求めることができる。

② 研究開発に関する有識者

通則法第35条の4第4項の研究開発に関する審議会の規程に基づき、選任する。法人所管部局は、研究開発に関する有識者から、目標策定時（変更時を含む）、評価時及び評価比率の決定時に意見等を得る。

③ 経営に関する有識者

経営マインドを有し、法人が限られた資源を活用してそのミッションや中期目標に定められたアウトカムを達成するための助言を行い、その観点から法人の実績評価ができる者として、3名程度の有識者を選任する。

法人所管部局は、経営に関する有識者から、目標策定時（変更時を含む）や評価時、評価比率の決定時に加え、業務執行時も一貫して意見等を得る。また、経営に関する有識者と法人の役職員が定期的に意見交換する機会を原則4半期ごとに設ける。当該意見交換については、法人の特性や有識者への負担等を勘案し、効果的・効率的な方法で実施する。

（3）評価に関する有識者及び経営に関する有識者の選解任に当たり、法人所管部局は、当該有識者の専門性や法人との利害関係がないこと等の適格性を確認し、事前に業務改革課の了解を得る。業務改革課は、経営に関する有識者の選任について、必要に応じて経済産業大臣の了解を得る。

なお、評価に関する有識者及び経営に関する有識者の選任期間が6年を超える場合には交代を検討する。その結果、継続・再任しようとする場合には、法人所管部局は事前に業務改革課の了解を得るものとし、業務改革課は必要に応じて経済産業大臣の了解を得る。原則として10年を超える継続・再任はしない。

(4) 研究開発に関する有識者の選解任については研究開発に関する審議会の規程と運用に従う。

(5) 業務改革課は、独立行政法人に係る制度や経営的観点を踏まえて法人の目標設定や評価等に関して意見等を行うことができる有識者を選任し、必要に応じて意見等を得る。選任に当たっては、評価の客観性を担保する観点から、法人所管部局の評価案の決定プロセスに関わりを有しないことを確認する。

4. 目標策定及び変更

通則法、策定指針及び本基本方針に基づき、目標の策定及び変更を行う。法人所管部局は、策定指針に示された①法人の役割（ミッション）、②法人の「強み」と「弱み」の現状・課題、③法人を取り巻く環境変化の分析に基づき、④国の政策体系における位置づけを明確にしつつ、⑤業務・組織全般の見直し内容を踏まえて目標の原案を作成し、業務改革課に提出する。業務改革課は客観性を担保する観点から点検を行う。目標策定及び変更にあたっては、外部有識者から意見等を得る。

(1) 指標の設定

業務項目における目標を具体的、客観的、的確かつ明確にする観点から、定量的指標、定性的指標、各指標の重要度及び困難度を設定する。

① 定量的指標

アウトプット^(注1)に着目した指標とともに、原則として各業務項目に一つ以上アウトカム^(注2)に着目した指標を設定する。その際、基準となる実績値等についても記載する。指標の性質を区別する観点から、アウトカム指標であることを明記する。

定量的指標に関連して、法人の業績向上努力による質的に特筆すべきインパクトの創出や水準の達成について、評価すべき事項として予め客観的かつ具体的に示すことができる場合には、「目標を上回る水準として特に考慮する事項」として設定することができる。

(注1) アウトプット：法人の直接的な活動の結果

(注2) アウトカム：法人の活動の結果、国民生活及び社会経済に及ぼされる影響や効果

② 定性的指標

当該法人の役割（ミッション）や事業の特性等との関係から定量的指標を定めることが適切でない又は困難な目標については定性的指標として設定する。定性的指標についてもアウトプット及びアウトカムに着目した指標をそれぞれ設定することができる。その際、基準となる実績等についても記載する。指標の性質を区別する観点から、アウトカム指標であることを明記する。

定性的指標の設定に当たっては、評価する時点でその達成度合いが明確に判断できるよう、所期の目標として達成されるべき状況や水準、それらを判断する要素、そこに向かうマイルストーン等をできる限り具体的に記載する。また、所期の目標を上回る状況や水準を達成したと評価すべき事項について、予め具体的かつ客観的に示すことができる場合にはその内容を記載することができる。

③ 重要度

法人の役割（ミッション）、現状・課題、取り巻く環境変化の分析に基づき、国の政策体系における位置づけに照らして、他の指標と比較して政策上の重要性が高いとするだけの合理的かつ客観的な理由がある指標を「重要度高」として設定する。「重要度高」は、定量的指標及び定性的指標について設定できるが、業務項目毎に定量的指標の中で一つは「重要度高」の指標を設定することを基本とする。

なお、法人全体としての的確なリソースマネジメントやメリハリのある評価を促す観点から、すべての指標に「重要度高」と付すのではなく、特に重要度が高く組織のリソースを重点的に投入すべき目標に関する指標に付すものとする。

④ 困難度

法人の現状・課題及び取り巻く環境変化を踏まえると、政策的必要性から通常求められるべき水準を明らかに超える水準が設定されているなど、当該目標の達成には相当の努力が必要であることが合理的かつ客観的に明らかな野心的な指標を「困難度高」として設定できる。「困難度高」は、定量的指標及び定性的指標について設定できるが、必ずしも「困難度高」を設定する指標がなければならないということではない。

（２）マネジメント項目

策定指針に基づき、法人のマネジメントに関わる目標（以下「マネジメント項目」という。）として、「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」を定める。業務運営の効率化及び財務内容の改善については、原則として定量的指標を設定するとともに、基準となる実績値等についても記載する。その他業務運営に関する重要事項については、内部統制、人材の確保・育成、トップマネジメントによる取組等を具体的に記載する。

マネジメント項目については、項目単位で「困難度高」の設定を行うことができる。設定の考え方は、業務項目の場合と同様である。後述のとおり、マネジメント項目に困難度高を付す項目がある場合には、マネジメント項目全体の評価比率を引き上げることができる。

5. 評価の実施

通則法、評価指針及び本基本方針に基づき、以下の法人分類に応じて評価を実施する。

- ① 中期目標管理法
i 年度評価
ii 中期目標期間評価（見込評価及び実績評価）
- ② 国立研究開発法人
i 年度評価
ii 中長期目標期間評価（見込評価及び実績評価）
- ③ 行政執行法人
i 年度評価
ii 効率化評価

5-1. 年度評価

(1) 年度評価の概観

中期目標管理法の年度評価については、通則法、評価指針に基づき、本項で定める規定に従って実施する。

国立研究開発法人の年度評価については、本項の規定を準用して実施する。この場合において、本項において「評価に関する有識者」とあるのは「研究開発に関する有識者」と読み替える（5-1. (2) 評価比率の設定は除く。）。

行政執行法人の年度評価についても本項の規定を準用して実施する。

(2) 評価比率の設定

年度評価における項目間の重みづけを行う観点から、各項目の評価比率を対象年度の前年度末までに設定する。法人所管部局は、政策上の要請等、全体評定に影響を与える事象等を加味しつつ、各項目の予算額や人件費といった客観的な数字で示される事業規模も踏まえた上で、経営に関する有識者（研究開発法人の場合には研究開発に関する有識者及び経営に関する有識者）及び必要に応じて評価に関する有識者からの意見等に基づいて評価比率を設定し、業務改革課の了解を得る。

評価比率の配分については、業務項目全体で75%、マネジメント項目全体で25%を基本とする。ただし、マネジメント項目において「困難度高」の目標を設定する場合には、マネジメント項目の評価比率の合計を50%を上限として定めることができる。

年度途中に目標変更を伴う事業内容の変更等により評価比率を見直す必要が生じたときは、改めて経営に関する有識者からの意見等を踏まえて見直し案を策定し、業務改革課の了解を得る。

(3) 評価手順

- ① 法人は、6月末までに自己評価書を法人所管部局に提出する。
- ② 法人所管部局は、客観性を考慮しつつ自己評価書を十分に活用し、別紙1に基づき大臣評価案を作成する。
- ③ 定量的指標に基づく達成度合いが継続的に高い目標については、過去の実績等との比較・分析を定量的に行った上で、外部有識者の意見等を踏まえ、目標設定水準の妥当性を評価する。その結果、現在の目標が容易に達成できる水準であると認められる場合等、目標水準の変更が必要な事項が検出された場合には、その旨を評価書に示した上で目標の見直しを検討する。
- ④ 評価の際には、評価に関する有識者及び経営に関する有識者からの意見等、法人の長からのヒアリング及び監事からの意見聴取の結果等を踏まえる。各ヒアリング・意見聴取は、後述する(4)～(7)に従って実施する。
- ⑤ 業務改革課は、法人所管部局へのヒアリングや有識者からの意見聴取を行った上で、大臣評価案の内容を点検する。この際、必要に応じて、業務改革課が選任する経営に関する有識者に意見等を求めることができる。点検後、省内の決裁を経て経済産業大臣としての評価（大臣評価書）を決定する。

(4) 外部有識者からの意見聴取

法人所管部局による評価の検討に当たっての外部有識者（評価に関する有識者及び経営に関する有識者）からの意見の聴取は、以下の手順で実施する。

① 外部有識者への資料の事前送付（6月中下旬頃）

法人の自己評価書（暫定版を含む）その他有識者からの意見等を得るために必要な資料を有識者に送付する。

② 有識者懇談会又は国立研究開発法人審議会の開催（7月上旬頃）

- i 有識者懇談会を開催する場合には、法人と有識者が直接相対する場を設けるなどにより、法人所管部局が適切な評価を行う上で効果的に有識者からの意見を聴取できる機会を設定する。その際、評価制度や運用等に関する情報提供や事前に関連情報・認識共有を行うことによる点検作業の合理化・迅速化を図るため、原則として業務改革課も同席する。（以下、他の形式においても同様）
- ii 有識者懇談会を開催せず、有識者に対し、法人所管部局が個別にヒアリングを行う

ことで代替することも可とする。

- iii 国立研究開発法人については、法人所管部局が適切な評価を行うため、国立研究開発法人審議会各部会を開催し意見等を聴取する。

- ③ 外部有識者からの意見聴取に際しては、別紙 1「独立行政法人の年度評価方針について」を念頭に置いて、法人所管部局が自己評価書等（必要に応じて評価の方向性や論点等）を説明し、以下の点を含む ①項目別評定の妥当性、②総合評定の妥当性、③目標水準の変更の必要性等について意見を求める。

- i 定性的指標の達成状況
- ii 困難度高とした目標の達成状況（特に定量評価を引き上げようとする場合）
- iii 「目標を上回る水準として考慮する事項」の達成状況
- iv 重要性も加味した各業務項目の評価（特に重要度高の指標を考慮して評定を引き上げ又は引下げを行う場合）
- v マネジメント項目の評価（特に困難度高とした項目や目標を上回る水準と評価する場合）
- vi その他各考慮要素の評価（特に考慮すべき事項が顕在化している場合）

（５）法人の長へのヒアリング

法人の長に対して、業務項目及びマネジメント項目全てを対象にヒアリングを実施する。特に業務項目の達成状況については詳細な確認を行う。

（６）監事からの意見聴取

監事から、業務項目及びマネジメント項目全てを対象に意見聴取を行う。特にマネジメント項目の状況については詳細に意見を求める。監事からの意見聴取に当たっては、法人所管部局の長等との意見交換の機会を設ける。

（７）その他ユーザーへのヒアリング等

法人の業務状況等を把握・評価する観点から、法人所管部局において、必要に応じてユーザーや潜在的な競合他社等に対しヒアリングを実施する。ヒアリング結果は評価の参考とするとともに、必要に応じて関連政策の立案、法人の中期目標の変更、中期計画の変更命令の検討等に用いる。

ユーザーを有する法人の行う満足度評価では、法人等の行う評価が適正なものであるかどうか、調査項目も含めて確認を行う。

５－２． 中期目標期間評価（見込評価及び実績評価）

（１）中期目標期間評価の概観

中期目標管理法の中期目標期間評価については、通則法に基づき、目標期間の最後の事業年度の直前年度の終了後に「見込評価」を、目標期間の最後の事業年度の終了後に「実績評価」を、評価指針及び本項で定める規定に従って実施する。

国立研究開発法人の中長期目標期間評価については、本項の規定を準用して実施する。この場合において、本項において「評価に関する有識者」とあるのは「研究開発に関する有識者」と読み替える。

（２）期間見込評価の手順

- ① 法人は、通則法に基づき、６月末までに自己評価書を法人所管部局に提出する。
- ② 期間見込評価における総合評定では、過去の年度及び目標期間の最後の事業年度における見込みの項目別評定結果から目標期間の各項目別評定を算出の上、政策上の要請等、全体評定に影響を与える事象等も加味し、別紙１の２．に示す方法で評定を付す。
- ③ 中期目標期間の最終年度の評価については、見込まれる成果の実現及び進捗の状況等を考慮に入れることとし、成果実現の見込みが低い、または不確実性が高いものについては見込評価の実績としては考慮しない。
- ④ 評価の際には、外部有識者等からの意見等を踏まえて大臣評価案の作成を行い、業務改革課に提出する。各ヒアリング・意見聴取は、前述５－１．の（４）～（７）を準用して行い、同時期に行う年度評価のプロセスの中で実施することを基本とする。
- ⑤ 業務改革課は、法人所管部局へのヒアリングや有識者からの意見聴取を行った上で、大臣評価案の内容を点検する。この際、必要に応じて、業務改革課が選任する経営に関する有識者に意見等を求めることができる。点検後、省内の決裁を経て経済産業大臣としての評価を決定する。

（３）期間実績評価の手順

- ① 法人は、通則法に基づき、６月末までに自己評価書を法人所管部局に提出する。
- ② 期間実績評価における総合評定では、過去の年度における項目別評定結果から目標期間の各項目別評定を算出の上、政策上の要請等、全体評定に影響を与える事象等も加味し、別紙１の２．に示す方法で評定を付す。
- ③ 期間見込評価と期間実績評価の結果が大幅に異なる場合には、その要因分析を併せて行う。
- ④ 評価の際には、外部有識者等からの意見等を踏まえて大臣評価案の作成を行い、業務改革課に提出する。各ヒアリング・意見聴取は、前述前述５－１．の（４）～（７）を準用して行い、同時期に行う年度評価のプロセスの中で実施することを基本とする。
- ⑤ 業務改革課は、法人所管部局へのヒアリングや有識者からの意見聴取を行った上で、

大臣評価案の内容を点検する。この際、必要に応じて、業務改革課が選任する経営に関する有識者に意見を求めることができる。点検後、省内の決裁を経て経済産業大臣としての評価を決定する。

5－3. 行政執行法人の効率化評価

- (1) 法人は、通則法に基づき、6月末までに自己評価書を法人所管部局に提出する。
- (2) 法人所管部局において評価に関する有識者及び経営に関する有識者の意見、法人の長からのヒアリング及び監事からの意見聴取の結果等を踏まえて大臣評価案の作成を行い、業務改革課に提出する。
- (3) 効率化評価では、業務運営に関する事項の各項目別評定について、 $S = 5$ 、 $A = 4$ 、 $B = 3$ 、 $C = 2$ 、 $D = 1$ として評点化し、政策上の要請等、全体評定に影響を与える事象等を加味して評価を行う。

合算された評点を X として、

$S : 4.5 < X \leq 5.0$

$A : 3.5 < X \leq 4.5$

$B : 2.5 < X \leq 3.5$

$C : 1.5 < X \leq 2.5$

$D : 1.0 \leq X \leq 1.5$

- (4) 業務改革課は、大臣評価案の内容を点検する。この際、必要に応じて、業務改革課が選任する経営に関する有識者に意見を求めることができる。点検後、省内の決裁を経て経済産業大臣としての評価を決定する。

6. 共管法人の取扱い

- (1) 中期目標のうち、当省所管項目の評価及び目標策定・変更については、当省所管法人と同様の方法を採ることを基本とする。ただし、具体的方法については、共管となる省庁と調整を行った上で確定する。
- (2) 有識者との懇談会やヒアリング等を他省庁と合同で行うこと等により、効率的な実施に努める。
- (3) 国立研究開発法人については、国立研究開発法人審議会の他省庁との合同開催等が見込まれるところ、その具体的方法については、国立研究開発法人審議会の庶務を所掌する部局及び他省庁の関係課室との調整を行う。

附則

- 1 本基本方針は公布の日から施行し、令和6年度実績の評価から適用する。

独立行政法人の年度評価方針について

1. 項目別評定の方法

項目別評定は、定量評価、定性評価及び各考慮要素を確認して行う。評価指針に基づき、「B」評定を標準（所期の目標を達成していると認められる状態）として評価を実施する。

(1) 定量評価

- ① 各項目で設定されている全ての定量的指標の対中期計画値を確認し、以下の区分に応じて評定を付す。

A：全ての定量的指標の対中期計画値が 120%以上（「困難度高」の指標については 100%以上）である場合

B：定量的指標の対中期計画値が全て 100%以上である場合

C：定量的指標の中に対中期計画値が 80%以上 100%未満のものがある場合

D：定量的指標の中に対中期計画値が 80%未満のものがある場合

- ② ただし、「困難度高」の指標については、本来的に達成が難しい野心的な目標値であったことを踏まえ、対中期計画値 100%を下回った場合であっても、自動的に C、D 評定とせず、目標達成や改善に向けた法人の取組状況や、目標設定の前提となった分析や見通し（現実的シナリオ等）と比較した達成状況を分析・評価した上で、所期の目標水準を達成している場合と同等（B）の評定まで引き上げることができる。

- ③ 目標期間 3 年目以降は、原則として当該項目における全ての定量的指標が直近の過去二年間の実績値の平均を下回らない場合に限り、定量評価を A 以上とすることができる。ただし、「困難度高」の指標等達成が難しい指標や外部要因等により年ごとの振幅が大きくなりやすい指標等においては、本基準を満たさない場合でもその背景や事情、達成水準等を考慮して評定を付すこととする。

なお、基本方針 5－1.（3）に関連して、目標期間中、定量的指標の達成度が継続して 120%以上（困難度高の指標の場合は 100%以上）となるものがある場合には、目標値又は指標自体の見直しを検討する。

(2) 定性評価

- ① 定性的指標を設定している項目について、全ての指標の達成状況を確認し、重要度も勘案した上で、以下の区分に応じて評定を付す。

なお、指標の達成度合いを評価する基準が明確でないなど評定を付すことが困難又は適当でない場合には評定を付さないこともできる。評定を付さない場合であっても当該指標の成果や達成状況については、項目別評定において勘案される。

A：当該法人の業績向上努力により、全体として所期の目標を上回る成果が得られている場合

B：定性的指標について、全体として所期の目標の水準を達成している場合

C：定性的指標について、全体として所期の目標の水準を下回っている場合

D：定性的指標について、全体として所期の目標の水準を大幅に下回っており、抜本的な業務の見直しが必要な場合

- ② ただし、「困難度高」とした指標が目標の水準を下回った場合であっても、目標達成や改善に向けた法人の取組状況や、目標設定の前提となった状況や見通しと比較した達成状況を分析・評価した上で、所期の目標水準を達成している場合と同等（B）の評定まで引き上げることができる。

（３）項目別評定

上記の定量評価及び定性評価（評定を付さない場合であってもその達成状況）を踏まえ、以下の考慮事項を勘案の上、項目別評定を付す。

① 項目別評定における考慮事項

- i 定量指標に関連して「目標を上回る水準として考慮する事項」を設定している場合には、その達成状況
- ii 法人の努力：
定量的指標の達成状況における法人の業績向上努力の貢献度合い
- iii 外部要因：
目標の達成状況・成果に外的な要因が相当程度の影響を与えていないか
- iv アウトカム：
アウトプット指標の達成が目標とするアウトカムに貢献した度合い。なお、当該項目の全てのアウトプット指標が同項目のアウトカム指標につながるものとして設定されている場合には、既に定量評価又は定性評価の対象となっているため、必ずしも考慮要素としての確認を要しない。
- v その他、目標設定時に指標化されていない、又は想定していなかった状況や取組

② 評語による項目別評定

- i S、A、B、C、Dの５段階の評語を付すことにより行う。
- ii 「B」を標準（所期の目標を達成していると認められる状態）とする。
- iii 「重要度高」の指標の達成状況・成果に重点を置いて評価する。
- iv 評価指針に基づき、各評価項目の業務実績と評定区分の関係は以下のとおり。
S：当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる

（国立研究開発法人においては、「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる場合）

A：当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる

（国立研究開発法人においては、「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる場合）

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める

③ マネジメント項目の評定に関する留意点

マネジメント項目について、業務実績を定量的に測定し難い場合には、評価指針に基づき、以下の区分を用いた評定を行うこともできる。

A：困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている

B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）

C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）

D：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要

その際、上記に基づき「A」となるものについて、質的に顕著な成果が得られていると認められている場合に限り、「S」とすることを考慮する。

2. 総合評定

（1）総合評定の算出方法

年度評価における総合評定では、各項目の評定について、S＝5、A＝4、B＝3、C＝2、D＝1として評点化し、これに各項目の評価比率を掛け合わせて合算した上で、以下の通り総合評価を算出する。

合算された評点をXとして、

S： $4.5 < X \leq 5.0$

A： $3.5 < X \leq 4.5$

B： $2.5 < X \leq 3.5$

C： $1.5 < X \leq 2.5$

D： $1.0 \leq X \leq 1.5$

（2）総合評定に当たっての留意事項

総合評定は、上記（１）を基礎とし、政策上の要請等、全体評定に影響を与える事象等を加味して評価を行う。

その際、当該法人全体の信用を失墜させる事象が生じた場合には、その程度に応じ項目別評定を基礎とした場合の評定から更に引下げを行うなど、評価指針を踏まえて評定を行う。

各外部有識者の比較は下表のとおり。

	評価に関する有識者	経営に関する有識者	研究開発に関する有識者
選任が必要な法人	国立研究開発法人を除く全法人	全法人	国立研究開発法人
選任根拠	評価の指針	評価の指針	評価の指針、通則法
概要	主として特定分野において専門的な知見を有する者	経営的マインドを持った者	研究開発に関して高い識見を有する者
意見の範囲	目標策定・変更 年度評価 見込評価 期間実績評価 (評価比率の決定)	目標策定・変更 年度評価 見込評価 期間実績評価 評価比率の決定 業務執行	目標策定・変更 年度評価 見込評価 期間実績評価 評価比率の決定
選任方針	・業務項目ごとに最低1名 ・財務、マネジメントの有識者を1名以上 ・1名で複数の項目の兼任可	・法人ごとに3名程度	・研究開発に関する審議会の規程と運用に従う。
構成・選任・交代の扱い	・事前に業務改革課の了解を得る。	・事前に業務改革課の了解を得る。 ・業務改革課は必要に応じて大臣の了解を得る。	・研究開発に関する審議会の規程と運用に従う。
再任の扱い	・6年を超えて選任する場合、交代を検討する。 ・10年を超える場合は、原則として選任しない。	・6年を超えて選任する場合、交代を検討する。 ・10年を超える場合は、原則として選任しない。	・研究開発に関する審議会の規程と運用に従う。
兼務の可否	いずれも兼務可		